

原子力安全・保安院指示に基づく非常用炉心冷却系統ストレーナに係る 工事計画認可申請書の提出について

平成 20 年 2 月 29 日

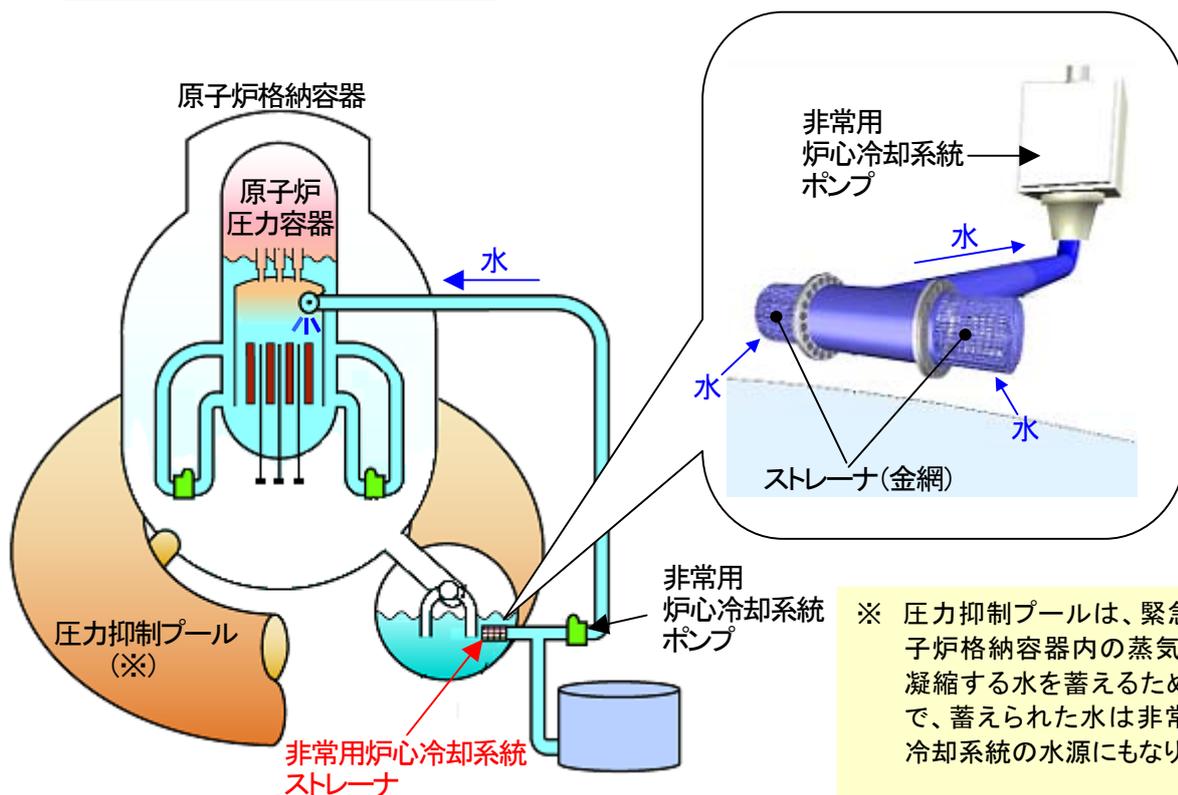
本日(2月29日)、当社は、平成20年1月16日に原子力安全・保安院から受領した指示文書「非常用炉心冷却系統ストレーナの設計時の不適合への対応について」(※1)(以下、「指示文書」という。)に従い、浜岡原子力発電所における非常用炉心冷却系統ストレーナ(※2)(以下、「ストレーナ」という。)の有効性再評価の結果(※3)生じた評価条件の変更について、工事計画書へ反映し、原子力安全・保安院に工事計画認可申請を行いましたのでお知らせいたします。

なお、これに伴う現場工事はありません。

- ※1 東京電力(株)から原子力安全・保安院に平成20年1月16日付けで報告された福島第一原子力発電所6号機におけるストレーナの設計時不適合事象に関連して、平成20年1月16日に同院から当社を含む沸騰水型原子炉を設置する電気事業者に対して以下のことが指示されました。
- ・ストレーナの有効性評価を行い、その結果を1月23日までに報告すること。
(1月23日お知らせ済み)
 - ・評価の結果、ストレーナの有効性評価条件に変更を生じる場合には、電気事業法に基づく工事計画に係る手続きを行うこと。
(今回お知らせする内容)
- ※2 非常用炉心冷却系統(ECCS)は、緊急時に原子炉に水を注入し燃料を冷却するための設備です。ストレーナは圧力抑制プールに異物があった場合に、異物がECCSポンプに吸い込まれて、同ポンプに悪影響を与えることを防止するため、圧力抑制プール内のECCS配管入口に設置されている金網です。
- ※3 当初の設計では、東京電力(株)同様、ストレーナに異物が付着した状態での圧力損失(水が流れる際に発生する水圧の低下)を考慮していたものの、異物が付着していない状態で顕著になる圧力損失(①ストレーナと配管の接続部で水の流れが絞られることによる圧力損失、②両側のストレーナから流れ込んだ水が短い配管内で合流することによる圧力損失)を考慮していませんでした。有効性の再評価では、異物が付着した状態での圧力損失に①および②の圧力損失を加えた場合にも、非常用炉心冷却系統の機能に支障がないことを確認し、1月23日、原子力安全・保安院に報告しました。
(1月23日お知らせ済み)

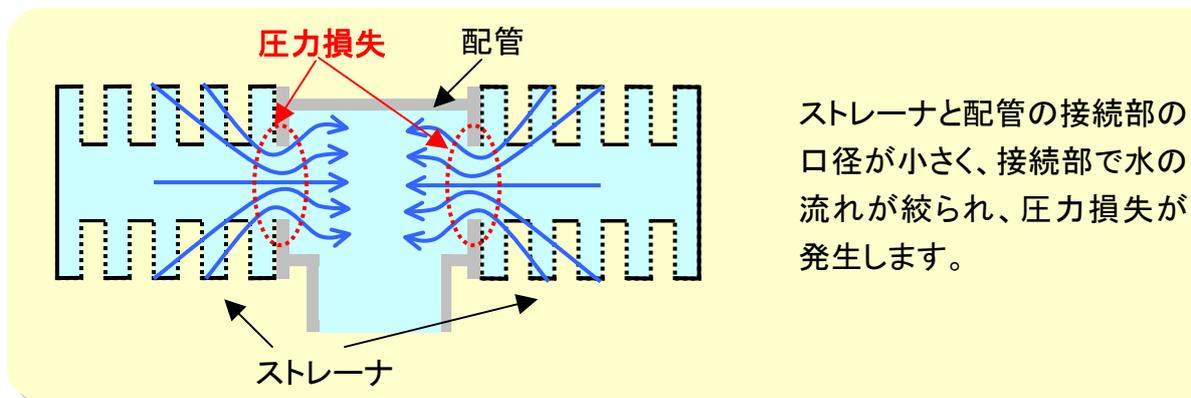
以 上

非常用炉心冷却系統の概要



ストレーナの有効性評価に反映した圧力損失について

【ストレーナと配管の接続部で水の流りが絞られることによる圧力損失】



【両側のストレーナから流れ込んだ水が短い配管内で合流することによる圧力損失】

